

- 案件名 第2期南部町子ども・子育て支援事業計画（案）
- 意見募集期間 令和元年12月10日から令和元年12月23日まで
- 提出方法別意見書提出件数（提出者数 4名）

提出方法	件数
電子メール	16件
ファクシミリ	
郵送	
窓口	3件

提出された意見の概要及びそれに対する町の考え方（同趣旨の意見は一括）

頁数	提出された意見の概要	町の考え方
2	「この計画は、生まれる前から乳幼児期を経て、青年期に至るまでのおおむね18歳未満の子どもとその家庭を対象として」と書かれていますが、7頁のアンケート対象が「町内在住の0歳～年長児」となっています。年長児から18歳未満の意見は取り入れないのでしょうか？	アンケートは、主に乳幼児から就学前までの保育に係る量の見込みを推計するための内容になっています。それ以上の年齢層については、過去の実績に基づき、子ども・子育て会議において検討を重ね、策定しています。今後子どもや子育て中の保護者を総合的に支援する計画として必要に応じて中間見直しを行っていきます。
14	「子ども家庭総合支援拠点の設置が求められています」と書かれていますが、求めているのは国であって町民の意見では無いと思います。11頁の気軽に相談できる人や場所が「有り」と回答した人の相談先で、子育て支援施設（あいあい）を選択した方は39人、自治体の子育て関連担当窓口は28人となっており、配偶者135人、自分の両親・兄弟姉妹141人、友人知人129人に比べて大きく低い結果となっています。また9頁の地域の子育て支援事業の満足度を見ると、子育て交流室あいあいを利用した方の86%が満足していると回答しています。この結果から、南部町では公共の施設より身内に相談したいと考える人が多く、公共施設に相談されている人の9割が既存のサービスに満足されており、新しい拠点へのニーズはほとんど無いと思います。（あいあいへ相談している方39人の中で、あいあいのサービスに満足していない方は14%なのでニーズは約5人となります。）	子ども家庭総合支援拠点は、児童虐待を防止する体制を強化することを目的に、令和4年度までに全市町村で設置するよう国から求められています。安心して子育てができるよう、より一層の体制充実を図るものをご理解ください。

頁数	提出された意見の概要	町の考え方
17	「(1) 母子健康と子どもの健康づくりの充実」と書かれていますが、妊娠と子育てには父親が健康であることも大切だと思います。父子家庭への配慮も大切だと思います。父を含めた表現に変えた方がよいと思います。	母子保健は母子保健法に基づくことを指しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
39	保育料の無償化で3歳児の無償化を満3歳ではなく、3歳になる年度から適用してもらいたいです。	国の制度に基づいて実施しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
43	幼児教育・保育の「量の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」で令和2年度3号0歳の量見込みが32人となっていることについて、49頁の入園希望状況の0歳児新規入園20人に一次募集で希望園に入れなかった人数12人を足した人数がちょうど32人なので、見込みを32人にしたのではないかと思います。しかし、平成29年、30年に0歳児の待機児童が発生しており、48頁には「0歳児から申込を行う保護者も増えてきている」と書かれているので、0歳児の申込が増えるものとして見込みを立てた方がよいと思います。	49頁の「入園希望状況」の0歳児①合計欄は、新規で入園申込みした児童の人数で、②「①のうち一次募集で希望園に入れなかった人数」は、①20人のうちの12人ですので、足した人数を量の見込みにしている訳ではありません。
44	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容について、単位が施設数になっているのは大雑把すぎると思います。基本型と母子健康型に分けると、両方が必要な人は2か所の施設を訪ねる必要があります。管理費も2か所分が係るため、利便性と経費の両面で1か所にまとめた方がよいと思います。量の見込みにはサービスの利用人数、確保内容には職員数か予算額を書いた方がよいと思います。	国の指針に基づき、基本型と母子保健型は、それぞれ異なる目的、人員であるため、2か所と掲載していますが、双方ともに子育て包括支援センターネウボラ1か所で実施しています。量の見込みと確保内容については、国の手引きに基づき、利用見込み人数と設置箇所数を記載することになっております。
45	地域子育て支援拠点事業について、確保内容に書かれている内容が利用者数(量の見込み人数)になっています。町が利用者確保するのでは無いと思います。町が確保するのは見込み人数の対応に必要な職員数や予算だと思います。確保内容に職員数か予算額を書かなければ確保したことにならないと思います。	量の見込みと確保内容については、国の手引きに基づき、利用見込み人数と設置箇所数を記載しております。今後もこの確保内容に基づいた保育士や予算の確保に努めてまいります。

頁数	提出された意見の概要	町の考え方
4 5	妊娠健康検査について、多胎妊婦の割合は統計的に出ると思いますので、量の見込みに多胎妊婦の追加5回を加算して、確保内容は量の見込みより余裕をもった数字にしないと確保したことにならないと思います。	多胎妊婦の実績は、近年ほとんどありませんので、見込みの数字には入れておりません。
4 6	子育て短期支援事業とファミリー・サポート・センター事業について、14頁に「ファミリー・サポート・センターの利用希望がすくないこと、子育て短期支援事業や産後ケア事業と同様に利用実績がすくない」と書かれているので、廃止を検討した方がよいのではないのでしょうか？子育て短期支援事業については、量の見込みが令和6年まで2人と書かれており、事業を立て直す意欲が感じられません。	子育て短期支援事業は、実績が少ないため、量の見込みを2人としておりますが、相談や問い合わせは多いため、事業の継続は必要と考えます。
4 6	ファミリー・サポート・センター事業について、確保内容に利用者数（量の見込み人数）が書かれていますが、利用者数は行政が確保するものではありません。このような記載からも、真剣な取り組みが感じられず継続しても利用者は増えないと思います。	令和元年度からは見直しを行い、利用者が少しずつ増えていますので、今後の利用見込みに応じた確保内容としています。
4 6	一時預かり事業で、量の見込みが360人、確保内容が360人1か所、考え方に、「2か所で実施していましたが、令和2年度から1か所で実施します」と書かれていることについて、6頁を見ると平成30年度一時預かり事業の利用者が369人、14頁に「保育士不足のため児童の受け入れについて保護者のニーズに応えられず」とも書かれています。施設が2か所でも保護者のニーズに応えられなかったのに、一か所にしてどうやって同じ人数を預かる計画なのでしょう？不可能なことが書かれているように思います。8頁のアンケート結果を見ると、定期的に利用したい教育・保育事業で一時預かりが認定保育所、認定こども園について要望の高い事業となっています。	一時預かり事業は、保育園の低年齢からの入所が増え、在宅児が減少傾向にあることから、令和2年度から1か所で実施することとします。人材確保については継続して課題となっており、希望の方の受け入れができるよう保育士の確保に努めてまいります。

頁数	提出された意見の概要	町の考え方
4 6	一時預かり事業について、確保内容に利用者数（量の見込み）がそのまま書かれていますが、確保内容には一時預かりを担当する保育士の人数または予算額を記載する必要があると思います。一時預かりは通常の保育と別に予算が付くと思いますので、必要な人数か予算額の記載が必要だと思います。	量の見込みと確保内容については、国の手引きに基づき、利用見込み人数と設置箇所数を記載しております。今後もこの確保内容に基づいた保育士や予算の確保に努めてまいります。
4 6	延長保育事業について、確保内容に利用者数（量の見込み）がそのまま書かれていますが、確保内容には延長保育を担当する保育士の人数または予算額を記載する必要があると思います。	量の見込みと確保内容については、国の手引きに基づき、利用見込み人数と設置箇所数を記載しております。今後もこの確保内容に基づいた保育士や予算の確保に努めてまいります。
4 7	病児・病後児保育事業について、確保内容に利用者数（量の見込み人数）が書かれていますが、受け入れる人数の上限を決めるのは病院側で行政が確保するのは減免の予算では無いでしょうか？ 確保内容は減免に関する予算額になると思います。	量の見込みと確保内容については、国の手引きに基づき、利用見込み人数と設置箇所数を記載しております。今後もこの確保内容に基づいた施設数や減免を含めた予算の確保に努めてまいります。
4 7	放課後児童健全育成事業について、確保内容に利用者数（量の見込み）がそのまま書かれています。確保内容は職員数や予算額になると思います。	量の見込みと確保内容については国の手引きに基づき、利用見込み人数と設置箇所数を記載しております。今後もこの確保内容に基づいた職員や予算の確保に努めてまいります。
5 1	保育園の整備について「幼児教育・保育の量の見込み及び確保策に基づき、保育士不足の解消を図り」と書かれていますが、49頁の表に書かれている平成29年と30年の待機児童は、量の見込みと、確保策のどちらに問題があつて発生しているのでしょうか？ 保育士不足を発生させた問題とは何だったのでしょうか？ 量の見込みに誤りがあったのなら43頁から47頁までの計画を精査する必要があると思います。指定管理者が計画した保育士を確保していないのなら、指定管理者の選択に問題があつたのだと思います。	近年、低年齢のお子さんを預ける世帯が増えており、配置基準により年齢が低い子どもを預かる場合ほど保育士を多く配置することになっているため、必要な保育士の確保が難しくなってきました。保育士不足は全国的な課題であり、その影響もありますが、今後も確保に努めてまいります。

頁数	提出された意見の概要	町の考え方
51	<p>保育園の整備について「小規模保育事業者の参入の支援をすすめ」と書かれています。5頁の保育園利用児童の推移を見ると園の定員を下回って推移しています。中には定員120名に対して84名の利用に留まっている園もあります。定員に対して利用者が少なく、これから子供が少なくなる中で、新たに参入を求めるのは何故でしょうか？課題を明らかにしなければ改善に繋がらないと思います。</p>	<p>小規模保育は、0歳から2歳児を対象としており、県西部においても民間事業者が中心になって運営されています。</p> <p>本町では0歳から2歳児のお子さんを保育園に預ける世帯が増えているため、小規模保育事業者の参入を支援することで、受け皿の確保を図るものです。</p>
—	<p>意見書に氏名と住所を記入する必要がないと思う。</p> <p>意見書に名前などの個人情報を書くのはおかしいと思う。</p>	<p>ご意見・ご要望等について、今後の参考とさせていただきます。</p>
—	<p>事業計画案の内容が長すぎて、ページ数が多すぎて、何を伝えたいのか頭に入っていない。</p> <p>文書が長々と書かれていて何が言いたいかわからない。</p> <p>本当に実行できることだけでいい。</p>	<p>子どもを対象としたサービス全般に関する計画ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>